

目的

第1条 松林サポートセンター（以下センターと称す）は、地域の福祉活動を基にして松林地区在住の個人が必要とする生活支援事業を行う。

組織

第2条 センターは、松林地区社会福祉協議会（以下地区社協と称す）の下部組織とする。

事業の区域

第3条 事業を行う区域は、原則として松林地区とする。

事業の内容

第4条 事業の内容は、別に定める事業計画による。
センター内に福祉なんでも相談室窓口、センター会議、運営委員会を併設する。

役員の選任と任期

第5条 センターは以下の役員で構成する。

スタッフ：センター長1名、センター副長1名、会計担当1名以上、事務担当1名以上

コーディネーター：7名以上

サポーター：公募による

運営委員：スタッフ+コーディネーター代表1名以上

会計監査：地区社協の会計監査2名が兼任する

福祉なんでも相談室窓口は地区活動コーディネーター2名が当る

スタッフ、コーディネーターとサポーター、地区活動コーディネーターの兼任はこれを妨げない。

役割

第6条 各メンバーの役割は以下のとおり。

1. センター長はセンターの職務を把握し、全体を統括する。

2. センター副長は、センター長を全面的に補佐する。

3. 会計担当は、センター内の会計処理と報告を行う。

(1) センター予算案、決算報告書の作成

4. 事務担当の役割は以下とする。

(1) コンピューターおよび周辺機器、事務用品、備品の維持管理

- (2) 依頼事項の登録と実績の入力、集計
 - (3) 活動状況、予算対実績の資料作成と報告
 - (4) 地区社協への活動状況資料作成と報告
5. コーディネーターは以下の活動を行う。
- (1) 利用者の申込み作業内容の確認と見積、利用料の集金。
 - (2) サポーターへの連絡・調整（作業指示書の作成）と活動の支援。
 - (3) 利用者の申込み・相談が事業の内容に該当しない場合、対応可能な施設、専門業者へ取次ぎ紹介する。
6. サポーターは、依頼先の現場での活動作業に当たる。
7. 運営委員は運営方針、運営規約改正の検討と試案の策定を行う。
8. 福祉なんでも相談室窓口は、地域内での困りごとなどの相談に応じ、必要であれば地域包括センターの福祉相談室に取次ぎ紹介する。

事業運営の管理

第7条 センター会議、運営委員会を定期的を開催し、円滑な事業の運営に努める。

- 1. センター会議はスタッフとコーディネーターで構成し、センター長が召集・開催する。会議の内容は以下とする。
 - (1) 活動状況、連絡事項の報告および確認
 - (2) 運営委員会検討事項の審議および承認
- 2. 運営委員会は スタッフとコーディネーター代表で構成し、センター長が召集・開催する。委員会の内容は以下とする。
 - (1) 運営規約、活動マニュアル等の検討及び試案の策定
 - (2) 運営方針、運営上の課題検討

役員の選任と任期

- 第8条
- 1. センター長は、スタッフ、コーディネーターによる互選とし、センター会議の承認を得る。
 - 2. センター長は以下の役員を指名し、センター会議の承認を得る。
スタッフ（センター副長、会計担当、事務担当）、コーディネーター、運営委員、地区活動コーディネーター、サポーター
 - 3. 役員の任期は1年とし、再任はこれを妨げない。
 - 4. 役員に欠員を生じたときの補欠役員の任期は前任者の任期期間とする。

運営費

第9条 センターの運営費は市社協、及び地区社協の補助金及び利用料金収入で運営する。

利用料金

第10条 日常生活支援活動・訪問活動（話し・将棋相手ほか）の利用料金は下記の通りとする。

通常期 1時間/人 400円、訪問活動 1回 400円

ただし、夏季7, 8, 9月の草取り・低木剪定などの屋外作業については、料金を
1時間/人 500円とする。

決算

第11条 センターの事業年度は4月1日より、翌年の3月31日とする。

規約の改正

第12条 規約又は活動マニュアル等改正の必要が生じた場合は、運営委員会にて改正案を作成し、センター会議で審議し承認する。

付則 この規約は、2020年7月1日より施行する。